慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ILO条約とラテンアメリカ諸国の先住民法: アイヌ新法との比較を含めて
Sub Title	ILO Convention and Indigenous Legislation in Latin American countries : in comparison with new law of Ainu
Author	石井, 陽一(Ishii, Yoichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication	1998
year	
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.71, No.1 (1998. 1) ,p.229- 254
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小田英郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-19980128-0229

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ILO条約とラテンアメリカ諸国の先住民法

――アイヌ新法との比較を含めて――

石 井 陽

国際性欠くアイヌ新法――むすびに代えて――

六九号条約と先住民法

はじめに

○七号条約と一六九号条約 ○七号条約と先住民法

はじめに

本稿は拙稿「ラテンアメリカの先住民と国際的保護──アイヌ新法への示唆を含めて──」(平成七年一○月

『法学研究』第六八巻第一○号。以下、先稿)の続編である。

先稿において、ILO(国際労働機関 International Labor Organization の略語)が先住民の保護に果たした役

GO団体などから同化促進傾向への反駁が出て一九八九年六月七日付の第七六回総会で採択された 「独立国における先住民並びに他の種族民及び半種族民の保護及び同化に関する条約」と題する第一○七号条約 ける先住民及び種族民に関する条約」と題する第一六九号条約への改訂の事情、 に至る経緯、 を両大戦間の先行段階から書き起こし、 当時としては先住民の人権擁護上、 第二次大戦後の一九五七年六月五日付の第四○回総会で採択され 画期的内容を有するこの条約にも世界の先住民、 両条約の主要条文とその背景の 人類学者、 「独立国に N た

近い将来別の機会に譲ることとした。 ただ両条約のラテンアメリカ諸国の先住民法の発展に関する創造的効果の検証については、 一九九三年の 「国際先住民年」を盛り上げるまでの国連の併行的な動きなどを筆者なりにトレースしたが、 本稿はその別の機会である。 紙幅の制約もあり、

どの程度受け止めるかの一つの事例研究としての意味もあろう。 までもなく、 を受け止める国内立法、 ラテンアメリカ諸国のILO条約批准国における先住民法は、 条約抜きの国内立法と先住民の慣習法の二本立てになる。この体系の検証は、 先住民自らの慣習法という体系から成り立っている。 一〇七号条約又は一六九号条約、 未批准国もあり、 国際条約を国内法が その場合は言う その ずれ

に関する知識の普及及び啓発に関する法律」という長い名称だが、内容は短かく、 日より施行になったので、 本稿でも新法との比較を副題にした。「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等 かつ実体に乏しい。

また先稿では、アイヌ新法への示唆を副題としたが、その新法が昨年(一九九七)五月には国会を通過

ismo en los umbrales del siglo XXI」というテーマの第六回ラスカサス・フォーラム(VI Jornadas Lascasi (Instituto de Investigaciones Jurídicas)主催の「二一世紀の敷居における人種問題 ら二四日、 先稿と本稿の間 メキシコ国立自治大学 に 筆者は二つの国際学会に出席し、 (Universidad Nacional Autónoma de México かつ研究発表をした。一昨年(一九九六)五月二二日 略称UNAM) La problemática del rac-の法学研究所

女地に等し

中米

カリ

を

巡したとき、

メ

キシ

コ国立自治大学

Û N A M

の法学研究所の

ホ

セ エ が ミリ あっ

才

口

ラ

教授との出会い

に迷い込んだのは、

今から四年前に専任校である神奈川

大学の

短期留学の制度で、

オ

ル

ドニェ

ス・ ブ

ス

ィフエンテス

(José Emilio Rolando Ordónez Cifuentes)

催 n での国 \mathcal{H} の との比較」と題する研究を発表した。 日の二日間 「法制度としての先住民の慣習法 際ワー に おいて、 クショップにおいて「一日本人研究者からみたイベロアメリカ先住民の慣習法 「ラテンアメリカと日本の人種問 スペインのオニャティ法社会学国際研究所(International Institute for Sociology of Law) メキシコでは、 La costumbre jurídica como sistema de derecho」という共通テー 題の比較」 賛否両論の渦のなかにあったアイヌ新法 を発表し、 次いで昨年 (一九九七) ―アイヌ民族のそ 七月 (案) の審議状 Л \mathbf{H} か

況

や政情との関連を、

スペインでは難産の末、とも角も成立した新法を副題に関連して紹介した。

ラテンアメリカ ランス、オランダなどの研究成果が紹介され、 駆者の千葉正士博士をはじめ少数の斯界の研究者が 参与しているのに対して、 は法人類学という専門領域が法学のなかに市民権を得ていて、 濃淡の差 っていない。 から斯界の専門家(法人類学者、 はあれ、 場所と時宜を得ていたと思う。 法学部のカリキュラムに場を得られないからであろう。 の先住民の固有法はわが国では国会図書館による研究資料に含まれている位いで、 ILO条約との関連をもっているのに対してわが国は全く関連がないこと、 わが国では新法制定に法人類学者が参与していないこと、 法社会学者、文化人類学者、 大きな違いを感じたのは、 またアジア固有法については千葉博士による貴重な業績 おられるが、 先住民法について法人類学者が発言 それだけを専攻する固有の学者がでるまでに至 社会学者など)が集う国際的な舞台で紹介でき 多くのラテンアメリカ諸 少数の研究者によって米国および英国、 などである。 ラテンアメリカに 国の先住 ほぼ未耕 わが国でも先 でもあ ある る 0 41 フ

231

てからのこと

である。

関である米州インディヘニスタ協会(Instituto Indigenista Interamericano)などに揃っているからである。 斯界の専門家が前記のUNAM、 学院大学のエル・コレヒオ・デ・メヒコ(El Colegio de México)、米州機構(英略OAS、西略OEA)の専門機 あることを予めご了承いただきたい。最もデータを入手し易いのはメキシコ、就中メキシコ・シティーである。 資料のほか、 ンディオの専門雑誌「エトニアス(Etnias)」もこの地で発刊されている。機関相互の横の連絡はあまりよくな 資料を容易に入手できる国と入手困難な国があり、あく迄も筆者が入手し得た範囲のデータに基づく所論 同教授のお誘いで前記の国際学会活動にも参加することになった。 学会報告やその質疑応答から得られたものに依拠している。しかし、ラテンアメリカは国 UNAM傘下のチャピンゴ自治大学(Universidad Autónoma Chapingo)、 本稿は、 筆者が日頃蒐集した文献 の数が多 大

○七号条約と一六九号条約

それぞれが孤高的に研究している観もあるが、外国の研究者にとって資料蒐集上、最も便利な地である。

准 号条約を批准することはできない。このために世界には一○七号条約批准国と一六九号条約批准国が併存してい 一九九六年現在において、ラテンアメリカ二○ヵ国の分布は次のようになる(括孤内は批准年)。一○七号条約批 るのだが、先稿から二年の歳月を経ているので、一六九号条約批准国は五ヵ国から三ヵ国増えて八ヵ国になった。 条約を批准しない場合は、 国は、 先稿で既述のように、ILO条約の場合、 (一九六五)、エクアドル(一九六九)、パナマ(一九七一)の八ヵ国、一六九号条約批准国は、メキシコ(一九 キューバ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ハイチ (一九五八)、アルゼンチン (一九六〇)、ブラジ 引き続き一○七号条約批准国として残る。但し、一六九号条約発効後は新規に一○七 統一最終条項により、一〇七号条約を批准している国で、一六九号

ILO条約とラテンアメリカ諸国の先住民法

107号条約・169号条約比較表

107-1957	169-1989
統合、同化、社会的・文化的・経済的保護の 推進	思想的・社会的・経済的な文化の相違を認知。 多様性のなかの単位を形成、文化の尊重
集団形成は認容	固有のアイデンティティとしての人間の集団 とその集団的権利を認容。
文化的な価値体系、先住民の慣行、その社会 的共生を統治するための固有の権力機構の軽 視	文化的な価値体系、先住民の慣行、その社会 的共生を統治するための固有の権力機構の受 容と尊重
先住民との協議も合意もない統合計画の推進	先住民の意思決定、先住民との協議、参加を 得た計画の推進
先住民の定義は皮相かつ非先住民によるもの	先住民自らの、基本的には自己意思決定の過 程を経た先住民の定義
天然資源の利用と保護は除外	諸権利の保護、地下資源の保護、その管理と 保存の奨励、先住民対土地の関係を認容、土 地を抜きにして先住民の将来なし
教育は同化奨励の方向	文化、歴史、社会的・経済的な志向性を踏まえた、教育の必要性を徹底、安全な生活空間、 対話と理解に最適なチャンネル、アイデンティティの中心的な象徴としての固有言語の有 効性の認知

拙術: José Emilio Rolando Ordóñez Cifuentes, Justicia y pueblos indígenas, CIDECA, Guatemala, 1997, p.117.

住民 共同 チリ、 ある。 U 享有権を基本的に尊重し、 比較表に基づき敷衍したい オルドニェ 先稿でも触れたが、 ラ マラ(一九九六) ンジュラス、 コスタリカ、 民を文明社会に統合・同 る たりまでは大筋においては軌 0 両条約とも先住民が伝統的 体 四 「の幸福という理念に立っているのに対 のだが、 ○七号条約と一 ピカ国になる。 (2) 保健衛生の改善などに配慮してい の土地総有権、 ニカラグア、 いずれ ボリビア、 ス・ ペル の条約も批准してい パラグアイ(一九九三)、 ○七号条約の スィフエンテス教授作成 の Ì コロンビア(一九九一 ウル 八 十分とはいえない 六九号条約 カ 慣習、 (一九九四)、 国 グアイ、 化することが だから、 か つ就職 方は遅れた先 慣習法や文化 に を ŧ Ö ベネズ ない つ 相 グア の機会 にして て 違 同 ので、 点 6.1 \pm 数 テ る は 工 は ホ

たような個々の規定にも、

基本理念の微妙な食い違いが散見される。

に影響を及ぼす立法や行政措置には先住民との事前協議が必要、などの新路線も打ち出した。このため、 六九号条約の方は統合 (integration)、 制度などの存続こそが先住民の幸福という理念に立ち、土地のみならず、 同 化 (assimilation) という用語を回避し、 地下資源の権利も擁護、 あく迄も独自の文化

先住 際は慣習か慣習法に適切な考慮を払い(第一項)、先住民は、国内法で定義された基本権と国際的に承認された 意しなければならない、と定めている。さらに一条置いた第一○条では、先住民は予防拘禁の不当な適用に対し 社会統制の方法を用い得ないときは、 れた人権に適合していれば、 人権に矛盾しない場合はその慣習と制度の維持が可能 の気配が感じとれる。 て保護され 方法は、 慣習と制度が所属国の法制又は同化計画の目的と矛盾しない場合にはその慣習と制度の維持が可能 (第二項)、方法的には拘置よりも更正を優先しなければならない 因みに、 こととし、 さらに第八条では、 民の権利義務を定めるに当たってその慣習法を考慮しなければならないこと(第一項)、先住民は、 刑罰に関する先住民の慣習につい 先住民の構成員が行った犯罪又は違反を処理するため、できるだけ用いなければならないこと心 その違いを慣習や慣習法の許容度を示す両条約の規定で比較してみると、 (第一項)、一般的法律に定める刑罰を先住民に科する場合にはその文化的発達の程度の考慮を要し さらに第一○条では、 一六九号条約の同趣旨の規定は一条ずれて第八条から始まり、先住民に国内法を適用する 国全体の社会の利益と国の法制に合致する範囲内では先住民が実行している社会統制 先住民が犯した違反には先住民が慣習的に行っている方法を尊重すること 当該問題の処理に当たる機関と裁判所は、 いては、 般的法律に定める刑罰を先住民に課する場合にはその経済的・社会的 当該刑罰の処理に当たる機関 (第二項) であり、 (第三項) ことになっている。 第九条では、 と裁判所によって考慮され 刑罰に関する先住民 一〇七号条約の第七条では 国内法と国際的に承認さ 家父長的な保護 (第 の慣習に留 一項)と 前記 自己の 第 0 0

なろう。

条約 者が国内法的にも国際法的にも基本的人権との適合性を要件としていることに大きな違いがでてい 者では と制 文化的 法制又は 圃 の第 条約 度の維持が可能」とすることに変わった点である。 间 特 化計 の同 八条の第二項では 性を考慮すること 同 画 化計 .趣旨規定の微妙な違いは、 が消え、 画 の目的と矛盾しない場合にはその慣習と制度の維持が可能」 また前者が (第 一 「国内法で定義された基本権と国際的に承認された人権に矛盾しない場合は 項)、 「所属国の法制」 拘置以外の 一〇七号条約の第七条第二項が 処罰の方法を優先すること(第二項) 即ち国 とくに前者の 内法一 般との適合性を要件としてい 同化計画 「先住民は、 としているのに対し、 の目的と矛盾しない 自己の慣習と制度 るのに対 限 ŋ その慣 が 六 所 九号 が 属 後 後 玉

不能、 通による意思疎通 判決が下されてきたという実体 うが、 の自治を黙認してきたという実体があったことは否定できない。(キ) などの の場合はインディオ共同体における裁判機能をもつ長老会議を指し、 適用される余地は極めて狭い。 は慣習法を公式に認めることになるので、 オが相当数おり、 玉 法では犯罪に該当する事件も先住民の慣習法では犯罪にならない場合、 要因 共同 一○七号条約の場合は国法に抵触しない場合のみ慣習法の有効性を認められることになるので、 体内の裁判の か 重 なっ の不足、 普通裁判所で審理されると司法通訳が必要になり、 て 和解的 多数の先住 先住! な機能、 良の白ー rがある。 ただ第八条(a)の 民 入口 人裁判官に対する不信、 先住民による先住民の裁判の安心感、 ひとつには標準語たるスペイン語またはポ を擁するメ その批准国におい 「先住民が実行してい キシコやグアテマラにおいてイ ては慣習法が適用される幅が公式に広がることに 裁判官にあり得 六九号条約では、 そこで慣習法に基づく口頭主義による即決 る社会統制の方法」 裁判所としても負担になること、 またその逆の場合もあり得 先住民の訴訟費用 !る偏見、 ルト 基本的-ンディオ 非 ガ とは、 識字に ル 入権 語を知ら 共同 に抵 負担 よる ラテンアメリ 体 触 に 能 国 な 慣習 るで 力 法 冒 な る 0) 0) イ 司 欠 周 語 法 あ 除 3 限 知 カ が

次節では、

慣習と慣習法の許容度を中心に、

ILO条約と国別の先住民法との関連を検証することとする。

うな征服者による虐殺、 上先住民が残存していない。 精粗の違いもでる。また、一○七号条約のカリブ海の批准国であるキューバ、ドミニカ共和国、 述のように、 そのあとは少数のヨーロッパの植民者、 筆者のデータ入手の可能な範囲内となるので、 過重な強制労働、旧大陸から持ち込んだ伝染病(とくに天然痘)の感染で全滅してしま かつては先住民だけが居住していた島嶼であったのだが、ラスカサスが告発したよ 全部の関係国を網羅することは困難である。 ハイチには事 玉 莂

〇七号条約と先住民法

あ

る。

行われたので、

条約には批准したが、

諸条項を遵守してとっていった法律上の措置、 約上の諸要件、 ことだが 法との関係についてこう指摘している。「一○七号条約の批准国は──すべてのILO条約の批准国 九七 五年の段階であるが、 ――その国内法を条約の諸条項に適応させる義務をもっているのだが、この条約の性質上、 国内法上の諸要件に国内的な諸慣行を合わせるには格別の困難がある。 実践的な措置をILOに定期的に報告する義務がある。 ……批准国には、 批准 にも通 国 でする が 条 0

ろがあるようだ。

遅々としているが、

批准国の調整状況をアルファベット順に調べてみることとする。

一本の条約に調整することの難しさを理解しているとこ

LO自体が、

先住民問題の国別特殊性からいって、

前

(1)アルゼンチン

ない。それだけに過去の贖罪意識が白人側にもある。それが一九八五年九月三○日付法律第二三、三○二号の チャコ地方と最南のパタゴニア地方に集結させられ、 - 先住民政策及び先住民共同体の援護に関する法律 Ley 23, 302 sobre Política Indígena y Apoyo a Las Comu ラテンアメリカのなかで最もヨーロッパの出店意識の強いお国柄であり、人口の一%にあたる先住民は最北 同法の第一条がその理念を掲げる。 (6) 首都ブエノスアイレスで先住民の姿を見掛けることはまず

nidades Aborígenes」になる。

は手工業の生産の振興、 土地の所有権の取得及びいかなる種類であれそれら先住民及び先住民共同体が専ら従事する農業、林業、 先住民共同体がわが国の社会経済及び文化の過程へ完全に参加するように、これら先住民及び先住民共同体に配慮しか つ援護を供与し、並びにこれらを擁護しかつ発展させることが国家的な利益になることを宣言する。この目的のために、 わが国に存在する先住民及び先住民共同体に固有の価値及び生活様式を尊重すると共に、これら先住民及び 教育計画におけるその文化的規範の保存及び共同体の構成員の保健を可能にする計画を実施す 鉱業、

ples 構成は、 または先住民個人への土地の授与、 にもでてくる慣習及び慣習法の尊重という字句は、この法律の全文二五ヵ条を通じて見当たらない。この法律 ように援助の手を差しのべるという考え方はまさに一○七号条約の哲学そのものである。しかし、一○七号条約 まず先住民の用語に、一○七号条約の住民(population 先住民固有の価値体系を尊重すると共に西欧化したアルゼンチンの社会経済や文化の発展過程に参加できる 先住民共同体の法人格取得とその手続、 pueblos 西)でもなく、英語の土着民 aborigines にあたる aborígenes をあてているのが一特色であ 教育計画、 保健計画、社会保障権、 先住民問題所轄官庁の機構とその業務方法、 英、población 住宅計画、 西)でも一六九号条約の人民(peo-資金手当などの八章から成る。 共同体への総有地 Ó

駁にもなる。

が める公的金融機関からの信用供与の場合を除く)などの制限付所有権になっているところは、 く売却・賃貸・譲渡の禁止、 土地授与に関連し、 国における北海道旧土人保護法の下付地の制限付所有権に似ている。 地権証に二〇年間の譲渡禁止が明記され、被授与者の定住と耕作の義務、 差押・強制執行不可能 (逆をいえば、抵当権設定不可能、 この種の制限に、 但しこの法律の施行細則に定 再収奪を予防する保護 賃貸制限を除けば 所轄官庁の許可 な

的な意味があることは否定できない。その家父長的な保護が、逆に言えば先住民を一人前にみていないという反的な意味があることは否定できない。その家父長的な保護が、逆に言えば先住民を一人前にみていないという反

社会への平等な統合を保障しなければならないとしているところにも一○七号条約の理念がでている。 教育計画でいえば、 第一四条で、先住民共同体毎の歴史的文化的アイデンティティを維持し、 同時に一 般国民

(2) ブラジル

文化を形成してきたメキシコやアンデス地帯の先住民と奥地隔離型のブラジルの先住民を同列に論ずることは難 活してきた。歴史上最初から奥地ばかりで生活していたわけではない。 ラジルの先住民は、アマゾンやマットグロッソ州の奥地で、 オは奴隷化され、 ロンブス時代に高地に国家を建設し、独自文明をもち、被征服後はヨーロッパ文明と摩擦を起こしながらも混 日 「本の二二・五倍という南米一の広大な国土の面積をもちながら、人口は日本とほぼ同数というこの国で、ブ ブラジルの場合には、 搾取、 旧大陸伝来の伝染病への感染で死滅し、奥地インディオが生き残ったのであろう。 国家が先住民への後見的役割を果たさざるを得ない事情があり、 比較的最近まで一般ブラジル人社会と接触せずに生 征服・植民の初期に海岸地帯のインディ 一〇七号条約向 先コ

先住民の法令上の用語は、 未開人(os selvícolas) 直訳すれば森林居住者) 又はインディオ (os indios) である

のところがある。

始源的:

権

利

が認められ、

この土地の境界画定及びその

切切

風俗、

習慣及び伝統に従いインディオが永続的に

の財産の保護と尊重は連邦の権限に属する

伝統的にインディオによって占拠されている土地とは、

インディオに対しては、

その社会組織、

習慣、

言語、

信仰及び伝統、

並びに伝統的に占拠している土地に対する

かに一

九八八年の憲法上、

伝統的にインディオが占拠している土地は連邦

0)

財産であり

(第二○条以号)、

ば が、 一九八八年憲法第二二条言号、 最近の法令のなかには一 ○七号条約用 第一三五条v号、一九九二年のヤノマミ族の境界設定に関する行政命令など)。 語に副う先住住民 (as populações indígenas) も使 わ n ってい る (例え

後見からの離脱によって失うことを好まなかったためと報告書は説明した。(※) した例 ção Nacional do Indio 行為能力を取得する途はある。 デ 別法が最初に定められたのは一九二八年である。その後、一九七三年一二月一九日付法律六〇〇一号によるイン 条約に基づいてブラジル政府が提出した一九八六年の報告書によると、それまでインディオが離脱手続 のだが、 ることを所轄の裁判所に求め、 める後見制度に服する。 動を行い得ること、 ィオ基本法第七条がその後見制度を規定するが、 てである。 は一つもない由である。 離脱しないインディオは万年末成年のようなもので、その後見人は連邦のインディオ保護片 「未開人」 限定無能力者の範囲を定めるこの規定は、 が登場したのは、 ___ 略称FUNAI)ということになる。 般国民社会の風俗・習慣を正しく理解することで、インディオはこの要件を満たして ただしこの制度はわが国の文明に適応するに従い離脱するものとする」とした。 その理由は、 その要件は、 認定されることによって通常人の行為能力を取得する。 一九一六年一月一 二一才以上、 インディオが後見制度の下にあるかぎり得られる土地 同法第九条によりその後見制度から離脱して完全な民事上 その単項において ポルトガル語の語学力、 日付制定の民法 (一九一七年施行) 明らかに差別とみられる制度だが、 「未開人は、 般国民社会において有益な 法律及び特別の規則 同化度テストのようなも の第六条第三号 人種差別撤 利 用の保障を きを利 関連特 が定 用 お

(第二三

居住し、

生産活動のために利用し、その福祉に必要な環境資源の保全に不可欠であり、

時

効により消滅しない

(同条第四条)、

先住民集団のその土地からの移動は、

先住民人口を危険に陥らせた災害

障される オ した後、 に供せられ、 再生産に必要な土地である の土地 国会の認可を得てのみ行うことができ、 における潜在エネルギーを含む水資源の利用、 (同系第三項)、 現地の表土、 本条にいう土地は譲渡不能で、 河川及び湖の資源の排他的用益権はインディオに帰属する (同条第一項)、インディオにより伝統的に占拠されている土地は、 法律の規定に従い、インディオに採堀の成果に対する参加 鉱物資源の調査及び採堀は、 かつ処分不能であり、 及びその土地に対する権 影響を受ける共同体に聴! (同条第二項)、 その永続的 インデ 利 聞 ィ

はその土地を譲渡不能という形で収奪を予防している。 れる を付するアルゼンチンや日本の旧土人保護法のやり方とも異なるブラジル特有の方式といえよう。 る場合を除いて禁止される。 または伝染病の場合において、 |地の所有権を持っているのは連邦政府であり、インディオは土地の永久的な占有権と用益権を持つが、 (同条第五項) 占拠地における地下資源開発の際の先住民との事前協議の必要、 というような土地の利用保障がある。 ただし、 国会の事後承認を得て行うとき、 上記のいずれの場合にも、 先住民に土地を一たん授与し、 または国会の決議の後、 危険が止んだ後は直ちに復帰することが保障 そして地下資源開発利益 その土地に譲 国の主 権 Ö 放禁止 Ø 利 参 益が 加 連邦 関 権

は に いれ 憲法第二三一 残虐又は恥辱的な性格を帯びていない場合には、 ってい な 61 条は、 しかし、 インディオの社会組織、 一九九四年 の先住民社会基本法 習慣、 言語、 先住民共同体がその構成員に対し刑事上又は懲戒上の性格 (Estatuto das Sociedades Indígenas) 信仰及び伝統も認めているが、 慣習法は列挙 の第一 五〇条 ó な

う。認めてい

るあたりは、

一〇七号条約批准国ではあるが、

六九号条約の精神に一歩近寄ったとみることができよ

かつその物的及び文化的

うようにインディオ共同体のなかの司法の自治を公式に認めている。 ンディオ共同体内部の慣習法に基づく司法の自治を黙認しているところがあるが、このように死刑を除く処罰を を有する制裁を、 その制度を通じて加えることが認められる。ただし、 前述のようにラテンアメリカ諸国では、 いかなる場合も死刑は禁止される」とい

成文法規で明らかに認めている例は珍しい

労働上の権利及び連邦憲法において確立された基本的な諸権利が保障される(第九条)とあり、後見制度とそれ ディオ及びインディオ共同体は他のブラジル人と対等な者であり、 か される 六年一月一日付の法律三〇七一号(民法)の第六条第三号及び単項、 らの離脱手続に関する条文が見当たらない。 なお、 **(第二条)、インディオは出生によるブラジル人であり、並びにインディオには民事上、** 九四年の基本法は、 七三年の基本法の改正法と理解されるが、 最終の一七五条で本法に抵触する規定は廃止される、 かつ慣習、慣行、先住民としての伝統は保障 (中略) 一九七三年一二月一九日付法律六 同法では、 本法の保護の対象となるイン 政治上、 社会上、

○○一号となっている。

国内法の整備が進んでいる位になった。 あろう。 する国が増えているのに、 ブラジルをここまで変えさせたのは、 実体としては後見制度の方が合っているのかも知れないが、 いつまでも後見制度や同化テストによる離脱手続を継続するのが困難 ILO一六九号条約の圧力があり、ラテンアメリカのなかでそれ もはや、 一〇七号条約に拘泥する理由はないように思われ 連の改正で、 一六九号条約批准国 になっ よりも を批准

(3) エクアドル

条約 を批准しながら、万人は法の下に平等の原則を楯に、 L õ のエリアス・ メンデリーヴィッヒは、 やはり一九七五年という段階ではあるが、 先住民も一般市民と全く同じ法律が適用されるべきで I クアドルは一〇七号

が、先住民法は制定している。

抵触論をとったもう一つの国にチリがある。そのために一○七号条約も一六九条約も批准しなかったのであろう あるという立場をとり、一向に国内法を調整しなかったと慨嘆している。 (ロ) の反対論が起こり、それで新法が骨抜きで成立したことは記憶に新しい。ラテンアメリカで法の下の平等との 政府や自民党のなかに先住民権は憲法の定める法の下の平等に抵触する恐れがあるという同じ論拠から新法 わが国でも、アイヌ新法の審議の過程

責任を有し、計画を執行する機関の設置義務は果たすことになる。 その設立趣旨になっている。担当官庁を設置することは、一○七号条約第二七条の、条約の定める事項につい 一を強化し、人権を擁護すると共に、複数文化、複数民族国家としての発展に留意することも必要というの (Secretaría de Asuntos Indígenas y Minonías Etnicas) を設置した。エクアドルの近代化のためには、 クアドルは、それでも、一九九四年四月二二日付政令一六七九号により大統領府の傘下に先住民・少数民族 国家

六九号条約と先住民法

する。 ○七号条約批准国の全部を網羅したわけではないが、一六九号条約批准国の国内法的対応状況に移ることと 前節と同様、 国名のアルファベット順で追ってみる。

(1) ボリビア

○万人がインディオ、七一%に達する。しかし、先住民比率が高ければ先住民が厚遇されるということには必ず ボリビアはラテンアメリカ諸国のなかで最も先住民人口比率の高い国である。総人口の六九○万人のうち四九 和

項)、 的解 され、 び制度も保障される わ 0) が国 母語がスペイン語でないときは通訳サービスを提供する責任を負う」、第一七一条で「法の定める範 をはかるものとする (第三項)」と定めている。 決のために固有の規範を適用することができる。 九九四年八月一二日付の憲法改正時に、 先住民及び農民共同体の伝来の役所は、 尊重され、 の 国土に居住する先住民の社会権、 迅速 保護される。 廉 (第一項)、 直が 司法行政の基本的条件である。 わが国は、 天然資源の使用、 経済権、文化権、 先住民及び農民の共同体、 先住民保護に関する条項が挿入された。 この憲法と法に抵触しない限り、 持続し得る利用、 法は、 司法府は、 これら共同体の機能とわが国の諸権力の とくに始源的な共同体の土地に関する諸権利 先住民のアイデンティティ、 協会、 先住民に無償の法廷弁護を供与し、 農民組合の法人格を承認する 行政機能を行使し、 一一六条第二項で 言語、 権限 紛争の代替 習慣 囲 裁判 との 内で、 は 認 お 知

しもならな

慣習法の適用範囲を狭める意図があると思われる。 の定める範囲内で」「この憲法と法に抵触しない限り」 六九号条約批准国である。 先住民 の用語は、一六九号条約の indigenous peoples にあたる pueblos indígenas を使っているところ 内容的にも一六九号条約の路線を概ね受けとめているが、 と繰り返しているあたりに本音としては先住民の慣習 同じ一七一条のなかで「法 ú

慣である。 ン グ カテゴリ 、用として合法化されてい リビア、 Ì 九六 ペルーの先住民の四千年来の慣習が国際法に抵触する事例がひとつある。 に入るが、 一年ウィ ボリビアでは年間一万二○○○ヘクタールまでのコカの葉の栽培は、 1 る。 ンで締結された麻薬に関する統 慣習を国内法で追認した形であるが、 条約ではコカインの原材料であるコカの葉も 根深い .歴史的事情あってのことである(22) それ はコ 先住民のチュー カ 0 文葉を嚙 麻薬 む 習

(2) コロンビ

号)、天然資源の保全に配慮 法とわが共和国の法に抵触しない範囲で、当該地域のなかで、 その影響がありうる決定への共同体の参加を保障する(第一項)」、第二四六条で「先住民伝来の役所は、 用語である。 に関する法規の ることができる。 共同体総有地、 をもって授業される教育は二言語によるものとする」第六三条で「公共用途の財産、 自然的財産を保護することは、 「地域団体は、 が国は、 九九一年七月五日付コロンビア現行憲法のなかから先住民保護にかかわる条文を抜粋してみる。 かつ組織された審議機関によって統治され、 (第二号)、 その境界設定は、 かつ強制執行の対象にならない」、第七九条で「すべての人は健全な環境を享受する権利を有する。 一項)」、第三三〇条で「この憲法と法に基づき、先住民地域は、 コロ 民族グループの言語及び方言もまた当該地域では公用語である。 保護地、 (第一項)」、第三二九条で「先住民地域団体の形成は、地域整備組織法の定めるところに従い行 当該地 適用に配慮 ンビア国民の民族的及び文化的多様性を認知し、 県 法は、 (departamentos)' 域に 地域整備委員会の見解を徴し、 国民の考古的財産、及び法の定めるその他の財産は、 国の法制度とこの特殊な管轄事項を調整する方式を確立するものとする」、第二八六条 おける公共投資の推進とその適切な実施 (第一号)、 (第五号)、当該地域内の別々の共同体が推進した計画の調整 わが国と人々の義務である」、第一○条で「カスティーリャ語はコロ 国家開発計画を踏まえた、 地区 (distritos)、郡 次の各号による機能を行使する、 先住民共同体の代表も参加して、 固有の規範と手続に基づき、 (municipios) 及び先住民地域 当該地域の経済的・社会的開発計 かつ保護する」、第八条で「国民の文化的及び に配慮 当該共同体の慣行と慣習によって規制 (第三号)、 譲渡不能であり、 共同体において固 当該地域の土 自然公園、 資金の受領と分配 中央政府により行わ (第六号)、 所轄の機能を行使 (territorios 時効により消滅 地 民族グループの 有の言語的伝統 Ō 中央政府 利用 画と政策 ンビアの公 第七条 この憲 と住民 法は、 (第四 民 す

お

先住民共同体の文化的・社会的 指示と措置に従い当該地域 いては政府が関係共同体の代表の参加を求めることとする(単項)」と定められている。 地域を代表 (第八号)、憲法と法が掲示するその他の機能 の公の秩序の維持に協力 経済的一 体性を損わないように行うものとし、 (第七号)、 (第九号)、また、 中央政府と所属するその他 先住民地域の天然資源 開発に関 し採択される決定につ の地 方自治体 の開発は

ない。ボリビア憲法の関連規定と大筋においては軌を一にするが、 六九号条約を批准したのは一九九一年八月七日、この憲法改正の一 口 ンビアは、 アンデス諸国のなかでは白人比率の高い国であり、 より詳細な規定を設けてい 先住民人口は六〇万人、 ヵ月後ということになるが、 人口 0)

genas に合わせてある。 九号条約の第一三条を受けとめている。 の念を押してはいるが、 五条に対応している。 を予定しての改正であろう。 慣習、 寛容度は高いとみてよいであろう。 慣習法による自治については、 個々の先住民共同体ばかりでなく、 天然資源に対する権利にも配慮しているところは、 先住民を示す用語も一六九号条約の pueblos ボリビア憲法と同様、 複数の共同体を含む先住民地域の概念は、 「憲法と法に抵触しない 一六九号条約の第 恐らく批 限り」

(3) ホンジュラス

Ø I LO一六九号条約を承認する政令第二四号がそれで、 ンジュラスは、政令の公布により一六九号条約を丸ごと受け入れたと理解される。 その第一条で 「本国会は 九八 九年 九 九四年五月二五 Ò I Ĺ O 0) 独立 日付

ける先住民及び種族民に関する条約第一六九号を承認することを布告する。

日以降に効力を発生する」 六九号のスペイン語全訳がこの政令に組み込まれる。 と施行期日を定める。そのあと大統領の署名で締めくくられる、 第二条は 「本政令は、 という構成である。 官報に掲載され

その原文は次のとおりである

載されたので、

その翌日から発効したことになろう。

変わってい

るのは国会が布告するという政令であることである。

ホ ンジュラスの憲法や国法との法源の順位に関する規定もない。 この政令は一九九四年七月三〇日に官報に掲

(4) メキシコ

化や社会組織や資源を保護しかつ発展させるために、所轄官庁に完全かつ対等に先住民が近付けるようにするこ た立法趣旨によると「その構成員の所轄官庁への効果的接近の保障」とは、 立する諸条件の下でその慣習及び慣習法が考慮されるものとする」ということになる。当時政府が国会に提出し の構成員の所轄官庁への効果的な接近を保障する。先住民が当事者である裁判及び農事訴訟においては、 正もあった。その第四条第一項を試訳すると「メキシコ国民は、始源的に先住民に支えられた複文化の構成をも とを保障するという意味である。 ノートを本誌に寄稿した(平成五年一○月『法学研究』第六六巻一○号)。この時点で第四条に第一項を追加する改 法は、先住民の言語、文化、慣行、慣習、資源、社会構成の特殊な方式を保護し、かつ発展させ、 九九二年のメキシコの憲法改正について、 筆者は「メキシコ憲法第二十七条の改正とその背景」という研究 具体的には、 先住民を支えている文 並びにそ 法が確

この第四条の改正を取り上げ、メキシコ政府は未だに法律を別に定める約束を果していないと慨嘆していた。 (一九九七)七月一一日、筆者も出席したベルギーのアントワープ大学で開催の国際法社会学会年次大会で、ホ セ・E・R・オルドニェス・スィフエンテス教授は「人権政策と先住民」と題する研究発表を行い、 に法の定めるところによるという法律留保を付しており、その法律が出るまではお預けということになる。 見すると短い条文のなかに憲法レベルで一六九号条約をしっかりと受け止めているかにみえるが、 そのなかで 万事は別 米

国

カナダとの間に北米自由貿易協定

(NAFTA)

を締結したメキシコとしては、

高度に大型機械

当権 開発、 収用 ある。 条件の下に解禁になっ 改正では九二年一 で持てるので、 玉 地の総有権を保護、 〇ヘクター 止を宣言する一方で、 ○○ヘクタール ある。 新農地法であるが、 なら大土地だが)、ここまでの面積の農地は農地改革上接収を免れていたのだが、 五倍までとし、 第四 第四条の方は Ø の設定が禁止されてい て規定しているのは一六九号条約を受け止め、 N項の二項以下に小農業所有地なるものの定義があり、普通農地で一○○ヘクタール、 一条約改正ばかりでなく、 対象者になるという規定である。 梁 筆者の前記の研究ノートから拾ってみると、 ル 道路、 普通農地ならば二五○○ヘクター まで所有できることになる。 外資の参加も認めたことは、 月 九九二年一 ナナ、 XX款の第一項で大土地私有制の廃止を宣告、 鉄道などの建設が挙げられてい の改正後一ヵ月余の二月には別に定める法律が制定された。 この農地法にはか Ⅳ款では株式会社による農地の取得を認め、 たことは便利になった 砂糖きび、 た。 月の改正後五年余を経て未だに別に定める法律が制定されてい 第二七条改正にも一六九号条約を意識した箇所もあり、 他の国の例で前述のように、 コーヒーなどの商品作物地なら三〇〇ヘクタールまでがそれに該当し 公益の事由としては、 なり危険な規定が含まれてい エヒードや先住民共同体がこれに呑み込まれてしまう公算大である。 実体的には会社形態による大土地私有制の復活を認めた 面と先住民にとって油 ル 第四条を補強しているといえる。 る 棉作地ならば三七五○ヘクター 第Ⅲ款でエヒード及び共同体の法人格を認め、 (新農地法第九三条)。 それには収奪から守る保護的意味 官公庁舎の設立、 XX款で農事裁判所の設置とその裁判官の人事に その面積制限をXX款に定められた面積制 断 る 0 ならな エ エヒー ヒー 都市 K それが一九九二年二月二二日 U 会社形態の場合この二五 ۴ -の割当 共同体 ル しかし、 面 ・観光・工 全くそれに矛盾した箇 が 商業作物地ならば あ 地 :も公益 ないのに、二七条の 棉作地ならば一 大土地私有制 が は 業の あ 譲 5 の事 渡 たが、 開 かつその 由 间 **か** 石 ょ 限 0 定 五 主 廃 油 0

久的に先送りすることで調整しようとした。 長文といわれる二七条のなかにも矛盾はある。 に批准した国として先住民の伝統農業形態も尊重しなければならない。 型のインディオ共同体やエヒードでは国際競争上対抗できないとみている。 た米国農業に太刀打ちするためには外資も導入した企業形態の農業の開発を必要とする現実がある。 項の改正であり、主としてNAFTAを、 か この同じ時点における二つの条文の改正には明らかな矛盾がある。 部分的にはILO条約も意識したのが憲法第二七条の改正であった。 しかし、 その矛盾をメキシコは第四条の施行細則となる法律の制定を半永 第四条の約束の不履行への反駁と企業型大農業を認める二 ILO条約を意識したのが憲法第四条第 世界の憲法のなかで一ヵ条では最も しかし、 ILO一六九号条約を真先 原始共産

第四条と第二七条の改正は、 ILO条約とNAFTAの板挟みになったメキシコのジレンマを象徴してい

(5) パラグアイ

選んで蜂起した。

七条改正の撤回を求めて勃発したのがチアパス反乱である。

それはNAFTAが発効する一九九四年一月一日を

先住しており、 書いた、在アスンシオンの人権センターのエステル・プリエート することができる」と定めている。 Indigenas) ○四号に至るまでの先住民法の変遷をたどりつつ、パラグアイに有史以前から五言語族に分かれる一七の部族 憲法上には規定がない は、 の第五条は 慣習法を明記した珍しい例と評価するが、「パラグアイ法における先住民の慣習法」という論稿を そのなかの最多数部族がグアラニ族であるが、そのいずれも先住民法の制定には参加していな 「共同体は、 が、 一九八一年法律九○四号による先住民共同体基本法 その共同生活を規律するために、 先住民の慣習法の権威であるロドルフォ・スタベンハーゲン 公序の原則に抵触しない限り、 (Esther Prieto) (Estatuto de las Comunidades は、 二〇世紀における法律 (Rodolfo Staven-その慣習法を適用

もっていることはいえること、などを指摘している。(4) 序」というのは所詮は支配者側の公序であること、ただパラグアイが際立って二文化、 こと、従って家父長的保護法制であること、中央集権型の国民国家を目指す軍事政権の長期支配下にあり、 二言語国家という特徴を 公公

准国とのバランスから言えば、一六九号条約を批准しうる条件は整えていたともいえる。 前述のように九三年に一六九号条約を批准)であるから、当時としては画期性のあるものであったろうし、 この法律が制定された一九八一年はまだⅠLO条約一○七号の時代(パラグアイは六八年に一○七号条約を批 他の批

白人とインディオが共生する伝統は残ったのかも知れない。 に思われる。 グアラニ共和国とも言われる数多くのレドゥクシオン(reducción イエズス会が教会を中心にグアラニ族と共に定着農業を営み、西洋楽器の製造や演奏、 イを措いてはない。先住民人口は約一○万人、全人口の三%に過ぎないのである。これはかつてパラナ河沿岸で グアラニ語を喋るのに強い印象を受けた。一般的に白人もインディオの言語をこなす二言語体制 筆者がラテンアメリカ一巡の旅でパラグアイを一週間ばかり訪れたのは二○年前になるが、ほとんどの白人も イエズス会はスペイン人植民者や植民地政庁から煙たがられ、 因みにパラグアイの通貨の呼称もグアラニである。 教化部落)を築いた故事と無縁ではないよう 一七六七年新大陸 レース編みなどを伝授し、 から追放されたが、 0 国 はパラグア

国際性欠くアイヌ新法――むすびに代えて――

的にはⅠLO一○七号条約の段階にも達していない。全文一三条は、 あたるアイヌ文化振興・研究機構の設置、 今般制定されたアイヌ新法 (新聞によっては長名の呼称からアイヌ文化振興法という略語にしてい 運営の規定(第七条~第一三条)にあてられている。 狭い文化の定義とその文化の普及・啓発に るが) は、 国際

「アイヌ文化」とは、

アイヌ語、

アイヌに継承されてきた音楽、

舞踊、

工芸その他の文化的所産、

これ

サスになってい

ような言い方は文化人類学的な定義を踏まえたもので、その広い意味の文化が今ではわれわれ日本人のコンセン 術 n にかという定義は多様であるが、例えば文化人類学でいう文化とは、ある集団の人々によって共有され、 発展した文化的財産と定義され 舞踊などに狭く限定する向きもあったが、最近よく言われる異文化接触とか、「それは文化の違い」とい 継承されている生活様式とそれを裏付ける思考様式のことである。かつては文化を、言語、文学、音楽、 (第二条)、習慣や慣習法を文化の概念から意識的に落としている。 文化とはな 学習 美

筋に遡上するサケを採捕して主食とするコタンという川筋居住小集団(一部地域を除けば一般に五戸以下)を基本 究 16 固有法と日本の法政策」がある。この論稿は、泉靖一「沙流アイヌの地縁集団におけるIWOR」、『民族学研 法の方がやや広い解釈をとっている。アイヌ民族を先住民と認定することでも司法が行政と立法に先行した。 裁決を取り消すことは公共福祉に適合しないとして原告請求は棄却したが、文化の解釈では行政と立法よりも司 で民族固有の文化享有権を尊重すべきであるものとして違法判決を下した。ただしダムは完成しているので収用 ような文化人類学者によるフィールドワークの結果を法人類学的にまとめたもので、アイヌ社会の基本集団は川 せき止めてのダム建設は、 アイヌ新法制定を前にした二風谷ダム訴訟では昨年(一九九七)三月二七日、 (図) 「九五二、と Watanabe Hitoshi, "The Ainu Ecosystem" University of Tokyo Press, 1972 アイヌ民族の慣習や慣習法は残っているであろうか。それに参考になる論稿として、北構太郎「アイヌ アイヌ民族の伝統的な舟下ろしの儀式「チプサンケ」などが行われる聖地を侵すも 札幌地裁は、 沙流 (さる) Ш

単位とするが、

首長の対外的役割にはテリトリー侵犯者への制裁や成員以外の者の資源利用に対する許可が含まれる (こう

同じ川筋に一人の首長によって代表される一ないし複数のコタンから成るローカルグループがあ

ば、 員が許可なく立ち入り資源利用などの活動を行うことから常時防衛した、 その範囲 る 。 の首長が情報を管理して行った、 L.J 定 う制 Ш の海域を含む地域である。 同 筋集団 裁や許 一は川 河 川に沿う全てのロ 可のやり方に慣習法があり得る。 全体 筋集団 の活動やそれを統轄するリーダーは存在せず、 の居住地である特定の河川流域を中心として河川源流地帯の山岳部と ーカルグループはさらに sine iworukokor utar という最大の川筋集団 川筋集団の成員はその区域内における全ての資源を排他的 というものである。 ラテンアメリカの先住民共同体の首長にも慣習法によるこの種 テリトリ 但し他集団との紛争など非常時 í -の統制 監視は各ロ に利用 (海岸をもつ場合は) 1 カ 他集団 を形成する。 ル でを権 グ を除け 限 0 が ナ

文化 うか、 abe 族博物館 勧農政策によって崩れていくが、 ところだが、 が目こぼしされていたことも考えられる。 美名の下に禁止したことが一番大きなしこりとして残り、二風谷訴訟の原点になっている。 入を容易にしたものであろう。 ったならば、 のフィ ならば、 その辺が前記の北構論文でもはっきりしていない。アイヌ文化振興・研究機関 0 川筋 また北海道ウタリ協会、 二風 ールド・ワークに川筋集団が浮かび上がってきたとすれば、 この 集団 アイヌ民族との関係は今日まで円満なものであったろう。 新法によって始まるものではなく、 谷アイヌ文化博物館、 機関 は存在したが、 は狭い定義の文化しか研究できないので、この機関の性格上難しそうである。 そして、 北海道立アイヌ民族文化研究センター、 仮りに明治政府にこの漁労・狩猟中心の慣習法的な運営を認知する寛容度があ 国家を形成するに至らなかったことが、 網走北海道立北方民族博物館などの機関もあり、 コタン、 それともこのフィールド・ワークは古老の昔話 明治以来、 П | カル・グループ、 アイヌ文化の研究・普及・啓発に尽した先人は 一部地域において当局から慣習法的運営 川筋集団が、 河川における伝統的漁法を、 明治以降の日本による北海道 函館市北方民族資料館 旧土人保護法を中心とする の研究課題になってもよ なかにはなかなか優秀な の蒐集であ しかし、 白 [老ア 狭い 資源保存 2 たの の Watan-定義 領 かど 0 0

新法の第五条はアイヌ文化振興の基本方針を、第六条は基本計画の策定にあてられているが、 学芸員もいて、 研究、 普及にあたってきた。 その上の新機関の設置は行革に逆行するものだ。 狭い文化の定義

のなかでの大袈裟な方針や計画の樹立には新機関が苦労するだろう。

法による採捕権位を認めるべきであったろう。今日のアイヌ民族のほとんどは都市化しているので、それを認 物館的な尊重でなく、実生活上におけるなんらかの先住民権の復権である。せめて川を遡上するサケの伝統的 のなかでだけ尊重している」とスペインのエル・パイス紙上で語ったことがある。先住民にとって必要なの(ロ) 先住民に理解の深いメキシコの作家カルロス・フエンテス(Carlos Fuentes)が、「わわわれは先住民を博物館 は 漁

ても既存の漁業権を脅やかすものにはならない。

表 はよく承知しており、 ラテンアメリカではILO条約の批准について先住民の諸団体や先住民の国際会議の宣言で強 したのだが、そのあとで「日本がILO条約を批准しないことについてアイヌ民族からの抗議 末批准に対する抗議はなかったようで、私も不思議に思っている」とお答えした。 という質問に接した。これに対し筆者は「北海道ウタリ協会が出している文献を読むと、 頭前述のように、筆者は以上のような趣旨をオニャティ法社会学国際研究所の国際ワークショッ 一九八四年に協会が起草したアイヌ新法(案)は一○七号条約を参考にしたと思う。 ILO条約の存 13 要請 はなか プで口 がでて た 頭 発 お 在 0 か

もに島国的な対応になり勝ちである。 その上での批准になっている。 総じてわが国では国際条約を楯にとっての権利主張は不得手であり、

が存在しない 政府代表が総会におけるILO条約の採決に棄権し、 う主張があった。 しかし、 今回 は付帯決議でアイヌ民族の先住性を認めたので、 国会が批准しなかった理由 には、 わが ILO条約を 国 に先住民

無視する理由がなくなったということが言える。

その国内法的な対応は、一〇七号条約国も一六九号条約国もほとんど変わらない。そこは国際法の宿命的 今から批准するとすれば一六九号条約しかないが、筆者が分析した範囲では、 条約の批准ともう少し国際水準にサヤ寄せした国内法の改正が今後に残された課題になろう。 既述のように既存の批 准 な弱さ

- (1)千葉正士博士の古稀を記念して編集された論文集『法人類学の地平』(成文堂、一九九二) という書名の唯一の文献ではないかと思う。 が、 わが国で法人類学
- (\sim) Lists of Ratifications by convention and by country (as at 31 December 1996), International Labour Office, Geneva, 1997, p. 146, p. 218.
- (3) 両条約の邦訳は、先稿と同様、概ね労働省編『ILO条約・勧告集』第六版 (労働行政研究所、一九九三)
- (4) Rolando López Godinez, "EL Derecho Consuetudinario", Estudio, 30 de Junio 1994, Siglo Veintiuno
- (Φ) Elias Mendelievich, El Convenio número 107 de la Organización Internacional del Trabajo y la situación actual de los indígenas de América Latina, América indígena xxxv-1, México, 1975, p. 49
- (6) 本稿の先住民法関連条文は、特に注記したものを除き、Instituto Indigenista Interamericano の刊行物 Anuario Indigenista(年刊)、América Indígena(季刊)所載のものを底本として試訳した。
- (7) 北海道旧土人保護法の下付地に賃貸制限がなかったため、勧農政策を嫌ったアイヌ民族が和人に下付地 た方が下付地は保全できたと言えるかも知れない。 賃貸し、戦後の農地改革で不在地主として接収されてしまった。反駁を招く言い方かも知れないが、 賃貸制限があっ の一部を
- (8) 今泉慎也「ブラジル・インディオの法的保護」、矢谷・ワタナベ・二宮編『ブラジル開発法の諸相』(アジア経済 国立国会図書館調査立法考査局 研究所、一九九四)三六六頁。山田敏之「ブラジルの先住民族法」『外国の立法 一九九三』)二九二頁。 特集 先住民族 第32巻2・3号
- 9 九一)による。 ブラジル憲法の訳文は、概ね、矢谷通朗編訳『ブラジル連邦共和国憲法 一九八八』(アジア経済研究所、

二.

- (二) Rodolfo Stavenhagen, Derecho Consuetudinario Indígena en América Latina, América Indígena Vol. Elias Mendelievich, ibid., p. 56.
- XLIX, México, 1989 pp. 240-241.
- 石井陽一『麻薬戦争 南北アメリカの病理』(創樹社、一九九六)一四八―一四九頁
- <u>13</u> Rodolfo Stavenhagen, ibid., p. 232.
- <u>14</u> Indígena Vol. XLIX México, 1989, pp. 305-322 Esther Prieto, Derecho Consuetudinario Indígena en la Legislación Paraguaya (Siglo XX), América
- (15)(1)の『法人類学の地平』一六○─一六九頁所収 El País, 27 Mayo, 1994.